

県南広域振興局長告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年2月21日

県南広域振興局長 小 島 純

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻荒巻横道上13番4、13番6、13番7及び13番7地先認定外道路の一部並びに西根北荒巻23番22、78番8、81番1及び78番8地先認定外道路の各一部	65.90	6.00～6.04	令和7年1月22日
胆沢郡金ケ崎町西根大谷11番6及び12番6	47.59	6.01	〃
胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻清水端18番3、18番14、61番4及び61番6並びに18番14地先認定外道路及び認定外水路	6.00	137.90	令和7年1月27日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ケ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。